

社会福祉法人佐川町社会福祉協議会役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐川町社会福祉協議会の役員並びに評議員等について、報酬及び費用弁償として旅費を支給することを目的として定める。

(報酬等の額)

第2条 報酬及び旅費の額は別表のとおりとする。

(支給及び支給期日)

第3条 報酬を支給する期日は、その都度支給する。ただし、社会福祉協議会を除く社会福祉関係団体等が主催する会議、その他の催しものに出務する場合はこの限りでない。また、社会福祉協議会主催において、多くのボランティア参加の催しである場合も支給しない。

(月割計算)

第4条 月割り報酬の役員に就いた場合は、その月から任期満了、解職、又は死亡等によりその職を離れた場合は、日割り計算によって支給する。

第5条 この規程に定めるもののほか、必要なことは会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別 表

職 名	報 酬 の 額	旅費の額
会 長	月額 50,000円	佐川町社会福祉協議会旅費規程による旅費を支給する。
副会長	日額 7,000円	
	半日 5,000円	
理 事	日額 6,000円	
	半日 4,000円	
評議員	日額 6,000円	
	半日 4,000円	
監 事	日額 6,000円	
	半日 4,000円	